

第 3 4 号議案

豊川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正
について

豊川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 6 年 2 月 1 9 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

豊川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 2 1 年豊川市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条を第 1 7 条とする。

第 1 5 条第 1 項第 2 号中「第 1 0 条」を「第 1 1 条」に改め、同条を第 1 6 条とし、第 1 4 条を第 1 5 条とし、第 7 条から第 1 3 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（建築物の建蔽率の最高限度）

第 7 条 建築物の建蔽率は、光明地区整備計画区域内においては、別表第 2 右欄の建蔽率の最高限度の項に掲げる数値を超えてはならない。

別表第 1 に次のように加える。

光明地区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された東三河都市計画光明地区計画の区域
------------	--

別表第 2 中「第 1 0 条関係」を「第 1 1 条関係」に改め、同表に次のように加える。

光明地区整備計画区域	全域	用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物 1 法別表第 2 (ハ)項第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号並びに同表(ニ)項第 3 号に掲げるもの 2 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、令第 1 3 0 条の
------------	----	-------	--

		<p>5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートル以内のもの</p> <p>3 前2号の建築物に附属するもの（自動車車庫の用途に供する部分にあっては、令第130条の8第1号に規定するものに限る。）</p>
	容積率の最高限度	10分の15
	建蔽率の最高限度	10分の5
	壁面の位置の制限	<p>外壁等の面（建築物に地階が設けられている場合の当該地階の部分及び建築物の出窓、ベランダ、バルコニー若しくはテラス又は屋外階段その他これに類するものを除く。）からの距離は、1メートル以上であること。</p>

附 則

この条例は、東三河都市計画光明地区計画に係る都市計画法第20条第1項の規定に基づく告示の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、地区計画の区域内における建築物の制限を行う区域に光明地区計画の区域を追加するとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。